

誓 約 書

厚木市長

厚木市福祉事務所長

入所が決定した場合、入所月の前月末までに、厚木市で必ず次の手続を行います。
下記の内容と異なる場合、入所の内定又は決定を取り消されても異議ありません。

令和____年____月____日

1 転入届の手続

2 保育所または認定こども園の利用申込みの本申請手続

※入所月の前月末(末日が土日祝の場合は、直前の開庁日)午後5時までに担当課で

保護者名(自署)①_____ 生年月日 _____年____月____日

(自署)②_____ _____年____月____日

利用申込児童名①_____ 生年月日 令和____年____月____日

②_____ 令和____年____月____日

③_____ 令和____年____月____日

転入先住所 厚木市_____

転入予定日 令和____年____月____日

(既に厚木市内在住の方と同居する方)

上の者と同居することに相違ありません。

同居予定者(自署) _____ (児童との関係 _____)

※「誓約書」と併せて「転入確認書類(厚木市内の転入先住所、引渡日、契約に印があるもの)」
を添付してください(厚木市内在住の方との同居の場合を除く。)

※保育所・小規模保育施設は保育課。認定こども園はこども育成課が担当課です。